

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

- 1 平成26年第3回定例会提出予定議案の説明
 - (1) 議案第105号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・新旧対照表
 - ・パブリックコメント手続きの実施結果について
 - (2) 議案第106号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・新旧対照表

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>○川崎市消防手数料条例 平成12年3月24日条例第34号</p> <p>略 (徴収の時期)</p> <p>第4条 前条の手数料は、申請の際、請求者から徴収する。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 予防条例第65条第1項の規定に基づく危険物等の危険性を確認するための試験（以下「確認試験」という。）のうち、確認試験を行った後でなければ手数料の額を算定することができないとき。</u></p> <p><u>(2) 消防事務に係る証明書の交付をするとき。</u></p> <p><u>(3) 災害により手数料を申請の際に納付することができないと市長が認めるとき。</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 <u>次項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、消防事務に係る証明書の交付の手数料を免除することができる。</u></p> <p>(1) 官公署からの請求によるとき。</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者からの請求によるとき。</p> <p>(3) その他市長が免除を適当と認めるとき。</p> <p><u>2 災害により市長が必要と認めるときは、第3条の手数料を減額し、又は免除することができる。ただし、前項の手数料にあっては免除に限りすることができる。</u></p> <p>略</p>	<p>○川崎市消防手数料条例 平成12年3月24日条例第34号</p> <p>略 (徴収の時期)</p> <p>第4条 前条の手数料は、申請の際、請求者から徴収する。ただし、<u>予防条例第65条第1項の規定に基づく危険物等の危険性を確認するための試験（以下「確認試験」という。）のうち、確認試験を行った後でなければ手数料の額を算定することができないもの又は消防事務に係る証明書の交付にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、消防事務に係る証明書の交付の手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの請求によるとき。</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者からの請求によるとき。</p> <p>(3) その他市長が免除を適当と認めるとき。</p> <p>略</p>

「川崎市消防手数料条例の一部改正等について」に係る パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

東日本大震災のような震災時等には、ガソリン等の危険物を取扱う施設が被害を受けることにより、原料供給や物流が停止し、住民の生活に深刻な影響が生じることは必至であることから、より早い災害復興を目的として、危険物の臨時的な貯蔵・取扱い等に係る手数料について、減免等の措置をできるようにするための「川崎市消防手数料条例」の一部改正等について、市民の皆様からの御意見を募集しました。

2 意見募集の概要

題名	川崎市消防手数料条例の一部改正等について
意見の募集期間	平成26年6月9日（月）から平成26年7月10日（木）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・ 川崎市ホームページ ・ 情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所（市政資料コーナー） ・ 消防局予防部危険物課
結果の公表方法	・ 川崎市ホームページ ・ 情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所（市政資料コーナー） ・ 消防局予防部危険物課

3 結果の概要

意見の提出はございませんでした。

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号</p> <p>略 附 則 略 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第4条 略</p> <p>4 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる公務災害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる公務災害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる公務災害補償が消防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付</p>	<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号</p> <p>略 附 則 略 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第4条</p> <p>4 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる公務災害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる公務災害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる公務災害補償が消防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付</p>

改正案	現行
<p>(2) 当該年金たる公務災害補償が消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号</u>に定める給付</p> <p>略</p>	<p>(2) 当該年金たる公務災害補償が消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号</u>に定める給付</p> <p>略</p>